

新座市企業版ふるさと納税実施要綱

(令和6年6月7日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）

第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する法人からの寄附（以下「企業版ふるさと納税」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第15項の規定に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に定める新座市まち・ひと・しごと創生推進事業をいう。
- (2) 寄附対象法人 市内に主たる事務所又は事務所を有しない法人であり、かつ、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第36号に規定する青色申告書を提出しているものをいう。
- (3) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

(寄附金の申出等)

第3条 寄附対象法人は、寄附の申出を行おうとするときは、新座市企業版ふるさと納税寄附申出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により寄附対象法人から申出がされた寄附金額のうち、当該申出がされた年度の寄附対象事業の実施に要する費用（以下「事業費」という。）の範囲内で寄附金の支払を当該寄附対象法人に要請するものとする。

(寄附金の受領等)

第4条 市長は、寄附金を受領したときは、寄附をした寄附対象法人に対し、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）別記様式第3による受領証を交付するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、寄附金の受領を拒否し、又は受領した寄附の全部若しくは一部を返還することができる。

- (1) 寄附金の受領が公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。
- (2) 事業費を超える額の寄附の申出を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(事業費の充当等)

第5条 市長は、寄附金を受領した後に事業費が確定した場合であって、当該寄

附金の額が当該事業費を超えるときは、その超過した額について、寄附申出者に了承を得た上で、当該事業費以外の事業費に充てることができる。

- 2 市長は、寄附金を充てた全ての事業について、寄附申出者に対し、新座市企業版ふるさと納税に係る事業費確定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（寄附金台帳の作成）

第6条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、新座市企業版ふるさと納税寄附金台帳（様式第3号）を作成するものとする。

（公表）

第7条 市長は、寄附の内容及び寄附金を充当した事業の状況について、市のホームページ等により公表するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、企業版ふるさと納税の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から実施する。